

○経済産業省令第三十九号
 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十一條第二項及び第二十五條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。
 令和三年四月五日
 経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（火薬及び火工品の換算） 第一条の六 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンボジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンボジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンボジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンボジット推進薬）十トンを超えて、特定コンボジット推進薬一トンを換算して第二十三條第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五條第六号、第二十五條の二第七号及び第九号、第二十六條第一項第四号並びに第三十一條第四号及び第五号を適用する（特定コンボジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。（特定硝酸油剤爆薬等の特例） 第一条の七 硝酸油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝酸油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三條第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五條第六号、第二十五條の二第七号及び第九号、</p>	<p>（火薬及び火工品の換算） 第一条の六 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕 2・3 〔略〕 〔新設〕</p>

第二十六條第一項第四号並びに第三十一條第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝酸油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝酸油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。
 （貯蔵の区分）

第十九條 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならぬ。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬庫の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬庫の区分	貯蔵すべき火薬庫
〔略〕	〔略〕
がん具煙火（第一条の五第一号へ②）に掲げるものを除く。その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下次条において「がん具煙火等」という。）	がん具煙火貯蔵庫
〔略〕	〔略〕

2・4 〔略〕

（最大貯蔵量）

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬庫の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表②に掲げる火薬庫について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表①に掲げる火薬庫として扱う。

2・3 〔略〕

（貯蔵の区分）

第十九條 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならぬ。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬庫の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬庫の区分	貯蔵すべき火薬庫
〔略〕	〔略〕
がん具煙火（第一条の五第一号へ②）に掲げるものを除く。	がん具煙火貯蔵庫
〔略〕	〔略〕

2・4 〔略〕

（最大貯蔵量）

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬庫の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

2・3 〔略〕

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。この場合において、第一項の表(2)に掲げる火薬を使用した火工品であつて、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表(1)に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トンの未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一〇三 [略]

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下(直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であつて、直径十センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る)、仕掛煙火に使用する炎管二百個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物(スモーククラッカーを除く)であつて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火(マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く)三百個以下、爆竹(点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る)であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トンの未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一〇三 [略]

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径六センチメートル以下の球状の打揚煙火五十個以下、直径六センチメートルを超える直径十センチメートル以下の球状の打揚煙火十五個以下、直径十センチメートルを超える直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火十個以下、二百個以下の焰管を使用した仕掛煙火二台、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物(スモーククラッカーを除く)であつて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火(マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く)三百個以下、爆竹(点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る)であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	火薬庫の種類										
									火薬(特定コンポジット)推進薬を除く)	特定コンポジット推進薬	爆薬(特定硝安油剤爆薬等を除く)	特定硝安油剤爆薬等	雷管	工業雷管及び電気雷管	信号雷管	導爆線	銃用雷管	実包及び空包	
八千万個	四億個	二千万個	一千万個	四千万個	四十万個	四十万個	四百トン	八十トン	八十トン	二百トン	四十トン	二十トン	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム	四百トン	実包火薬庫	煙火火薬庫	がん具煙火貯蔵庫

第二十条第一項の表を次のように改める。

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。)を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十五個以下(その原料をなす火薬又は爆薬十五グラムを超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五十個以下である場合に限る)又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火無制限

五〇九 [略]

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。)を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム以下の煙火五十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラムを超える火薬若しくは爆薬三十グラムを超過する火薬若しくは爆薬三十グラムを超え五十グラム以下の煙火五十個以下又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火無制限

五〇九 [略]

備考 表中の「」は注記である。

